

飲酒防止等に関する文部科学省の取組

学習指導要領における飲酒等に関する主な内容

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）抜粋 第9節 体育

第2節 各学年の目標及び内容〔第5学年及び第6学年〕

2 内容

G 保健 (3)疾病の予防

(3) 病気の予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 病気の予防について理解すること。

(I) 喫煙、**飲酒**、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）抜粋 第7節 保健体育

第2節 各分野の目標及び内容〔保健分野〕

2 内容

(1) 健康な生活と疾病予防

(1) 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 健康な生活と疾病の予防について理解を深めること。

(I) 喫煙、**飲酒**、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、**個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。**

イ 健康な生活と疾病の予防について、課題を発見し、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）抜粋 第6節 保健体育

第2節 保健

2 内容

(1) 現代社会と健康

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(I) 喫煙、**飲酒**、薬物乱用と健康

喫煙と飲酒は、生活習慣病などの要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、
等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

○子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

○教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中で、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別的教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通的方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方策（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

指導の充実に向けた取組

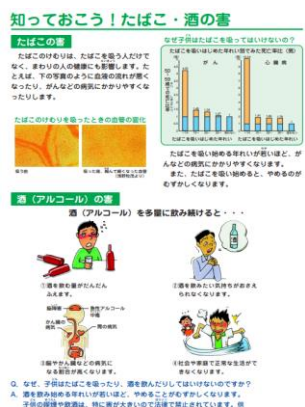
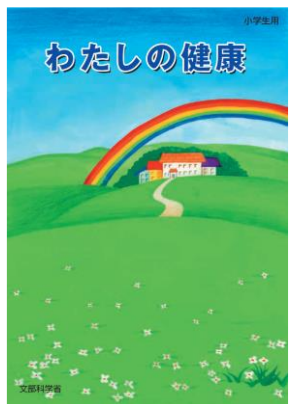
飲酒等が心身の健康や社会に及ぼす影響等、様々な健康課題について総合的に解説した啓発教材、飲酒等防止に関する指導参考資料作成し、教育委員会等の担当者へ周知。

【教員・外部講師対象】 喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料（小学校編／中学校編／高等学校編）



【児童生徒、保護者対象】 児童生徒向けの健康教育に関する総合的な啓発教材（飲酒防止教育に関する内容を掲載）

「わたしの健康」（小学生用）



「かけがえのない自分 かけがえのない健康」（中学生用）



「健康な生活を送るために」（高校生用）



教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした全国大会を毎年開催し、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等を含む飲酒防止教育に関する研究協議を実施。

大学等における取組の推進

大学等の教職員が集まる会議における講演や通知などの様々な機会を通じて、飲酒に伴うリスク、20歳未満の者の飲酒防止等を周知し、各大学等における入学時のガイダンス等により学生に正しい知識の普及を図る等、各大学等における取組を促しています。

大学等の会議における講演等

- 大学等の学生支援関係者が集まる会議等において、各大学等に対して啓発用資料を活用し、学生に周知・啓発するよう要請。
- また、飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況を踏まえ、学内広報物やガイダンス等、様々な方法による情報発信を要請。

(参考) 飲酒問題に関する指導・啓発のための取組状況

- ✓ 75.6% 学内広報物による周知
- ✓ 65.0% ガイダンス
- ✓ 25.9% ホームページに掲載
- ✓ 6.9% 啓発的な講演会等の開催

(出典：大学等における学生支援の取組状況に関する調査(令和5年度) / JASSO)

(参考) 啓発用資料



大学等に対する通知

- 国公立大学等に対して、学生や教職員のアルコール関連問題の啓発・指導に努めるよう通知を発出。
- ・学生の安心・安全に係る指導・啓発の充実について（令和7年9月26日）
年に2回、飲酒事故等の防止問題も含めた学生生活に潜む危険に関する学生の理解を深めるよう、効果的な情報発信を依頼。
- ・学生等の飲酒と事故防止に係る啓発及び指導の徹底について（令和7年3月26日）
20歳未満飲酒防止月間強化月間において、学生等の飲酒・事故の防止に係る啓発及び指導の充実や教職員の意識向上の依頼。
- ・「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（令和6年10月22日）
アルコール関連問題啓発週間において、飲酒事故防止に係る学生や教職員に対する啓発及び指導の依頼。

- ◆ アルコール依存症に対する対策基本法、対策推進基本計画を踏まえ、**アルコール依存症問題に関し十分な知識を有する医療人材の確保、養成及び資質の向上を図るため、アルコール依存症に関する教育の充実**について、各大学に周知し、啓発等の取組を促しています。

【関係機関への周知実績】

- ・令和7年6月 国立大学保健医療系代表者協議会看護学分会、日本看護系大学協議会定時社員総会
- ・令和7年10月 国立大学医学部長会議
- ・令和7年11月 医学系出身国立大学長懇談会

アルコール健康障害対策推進基本計画

○アルコール健康障害対策推進基本計画（令和3年3月）【抜粋】

IV 基本的施策

1. 教育の振興等

（1）学校教育等の推進

③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育

○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。

○その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容にアルコール依存症の問題を位置づけること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。

モデル・コア・カリキュラム 【抜粋】

（※）モデル・コア・カリキュラム：各大学が策定する「カリキュラム」のうち、全大学で共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出し、「モデル」として体系的に整理したもの。

<医学教育モデル・コア・カリキュラム 令和4年度改訂版>

PS-02-01：総論

PS-02-01-01 臓器毎及び全身におよぶ疾患について理解している（表1）。

PS-02-17：精神系

PS-02-17-05 精神系の疾患・病態について病因、疫学、症候、検査、診断、治療法を理解している。

（表1.疾患）

器官系	カテゴリー	疾患
精神系・心身医学的疾患	器質性精神障害ほか	依存症（薬物使用、 アルコール 、ギャンブル）

<看護学教育モデル・コア・カリキュラム 令和6年度改訂版>

CS・・・患者ケアのための臨床スキル（Clinical Skill）

CS-03 対象者中心の共感的な看護実践

CS-03-05 ライフサイクル期に応じた看護実践（成人）

CS-03-05-02 **依存症をもつ人々とその家族への支援の概要を理解している。**

<参考> 各大学が進めている取組例

医学

- ・医学部生がアルコールの影響やリスクの低い飲酒指導について学んだ上で、他学部生や企業で働く人向けに講義（筑波大学）
- ・大学教員と企業の研究員によるアルコール体質等のセミナーに加え、アルコール体質キットの検査結果を踏まえた医学部生によるグループ討議・発表（大分大学）

看護

- ・埼玉県断酒会新生会から招聘したゲストスピーカーによる体験談等の講義（人間総合科学大学）
- ・アルコール依存症で回復している当事者の方々とのトークセッション（東都大学ヒューマンケア学部）

家庭に対する啓発の推進

厚生労働省作成の保護者向けの啓発リーフレット「こどもにお酒を飲ませてはいけない～20歳未満の飲酒を防ぐために」を、HP（家庭教育支援について、各地域の取組を含めた様々な情報を掲載している文部科学省のポータルサイト）上に掲載。



子供たちの未来をはぐくむ 家庭教育

文部科学省 文科省HPはこちら ▶

家庭はすべての教育の出発点

子供たちにとって「家庭」は安らぎのある楽しい居場所
社会へ巣立っていくために欠かせない場所
親の笑顔が子供の笑顔をつくります。
親子が共に学び、育ち合う「家庭教育」を地域全体で応援する。
そんな「やさしい社会」が、
子供たちの「未来(あした)」をはぐくんでいきます。

家庭教育ってなんだろう？

各自治体ホームページ
リンク集はこちら

家庭教育支援チーム
一覧はこちら

家庭教育支援の活動をしたい
地域の方へ・制度を広めたい
自治体の方へ

詳しく見る

子育てをしている方、
子育てに悩んでいる方

詳しく見る

食事や睡眠をしっかりと、
学習や運動に取り組めるようにしよう！

→ コミュニティサイトはこちら

めざましごはん

毎日朝までに見る！1日リセット！

未来の学びコミュニティ

子ども読書の情報館

家庭教育を応援している
企業の取組

詳しく見る

関連資料集

詳しく見る

児童虐待に関する取組

詳しく見る

✓ 関連資料集

- 子どもたちの未来をはぐくむ家庭教育
- できることから始めてみよう「早寝早起き朝ごはん」
- 家庭で・地域で・学校でみんなで早寝早起き朝ごはん～子どもの生活リズム向上ハンドブック～
- 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～（中学生・高校生等向け普及啓発資料）（PDF）
- 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～（指導者用資料（中学生・高校生等））（PDF）
- 早寝早起き朝ごはんで輝く君の未来～睡眠リズムを整えよう！～（中学生・高校生等向け普及啓発資料）/パワーポイント版（PPTX）
- こどもにお酒を飲ませてはいけない～20歳未満の者の飲酒を防ぐために～（アルコール健康障害普及啓発パンフレット・厚生労働省作成 令和5年度改訂）（PDF）

こどもにお酒を 飲ませてはいけない

～20歳未満の者の飲酒を防ぐために～



飲酒させないために▶

飲酒してしまうと▶

昨今、SNSを含むインターネットは様々な分野に浸透し、青少年にとって身近で生活に欠かせないツールとなっている。一方で、一部ではインターネットを通じた犯罪被害の発生や、長時間利用等により意図せず生活習慣が崩れてしまう等の課題も指摘されている。今後、青少年を取り巻く社会全体のデジタル化が更に進展することが予想される中で、**青少年がインターネット等を適切に活用できるようにする取組**を推進する。

また、**アルコール、薬物、ギャンブル等に関する依存症等**について、青少年の健全育成を図る観点から、**適切な理解に資する取組や、予防教育**の実施を推進する。

【委託事業、平成16年度事業開始】

ネットモラルキャラバン隊

- 全国各地で保護者等を対象に、生成AI等の新たな技術や偽・誤情報への対応等を含めたネットとの関わり方、家庭でのルール作り等の観点から、青少年がインターネットを適切に利用するためのシンポジウムを広報キャンペーンとセットで開催。
- 全国フォーラムとして、有識者によるトークセッションやパネルディスカッション、インフルエンサー等の活用による広報キャンペーンを実施し、各地域における成果の全国的な展開を図る。

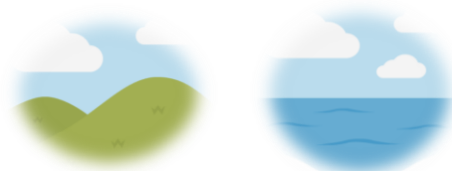
- (1) 積算：①フォーラム開催 1百万円
②シンポジウム 4百万円 × 1団体
(2) 委託先：民間等



青少年教育施設を活用した生活習慣等改善推進事業

- インターネットの長時間利用等の要因で生活習慣が崩れている青少年を対象に、青少年教育施設を活用した自然体験や宿泊体験プログラムを実施。また、その保護者へも、家庭での関わり方等について知見を得るためのプログラムを実施。
- プログラム参加者の追跡調査等により成果を検証するとともに、プログラムの普及を図るために効果的な広報を実施。

- (1) 積算：3百万円 × 3団体
(2) 委託先：民間、地方公共団体等



青少年ネット・インタラクティブ・フォーラム

- 青少年が主体となり、青少年が日頃どのようにSNSを含むインターネットや生成AI等を活用しているかを踏まえ、ネットとの関わり方や今後の社会の在り方等について、様々な世代とコミュニケーションを図る対話型のフォーラム・ワークショップを開催。

- (1) 積算：2百万円 × 1団体
(2) 委託先：地方公共団体、学校法人等



依存症予防教育推進事業

- 各地域において、アルコール、薬物、ギャンブル等への依存症等を予防するための啓発講座「依存症予防教室」を開催。
- 全国的な啓発として「依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウム」を開催。

- (1) 積算：①シンポジウム 1百万円
②依存症予防教室 2百万円 × 2団体
(2) 委託先：民間、地方公共団体

